

道立高等学校を受検する生徒・保護者の皆さんへ ～特別な配慮を必要とする生徒の出願について～

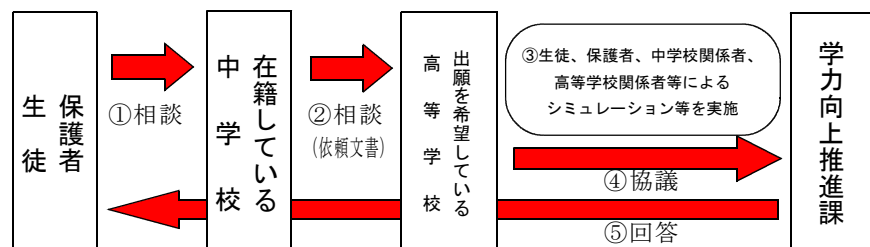
北海道教育委員会

入学者選抜における学力検査や入学後の学校生活等について、生徒や保護者が特別な配慮を希望する場合の対応や流れなどは、次のようになっています。

◎ 出願前に行うこと（流れ）

- ① 生徒・保護者から中学校へ相談
 - ・在籍している中学校の先生に学力検査や面接、入学後の学校生活において必要とする特別な配慮について相談します。
- ② 中学校から高等学校へ相談
 - ・中学校は、生徒・保護者から相談のあった特別な配慮の内容や中学校で配慮している事項をまとめ、生徒が出願しようとしている高等学校に相談し、関係文書を送付します。
- ③ シミュレーション等の実施
 - ・特別な配慮の内容や実施方法が適切であり、実施に当たって支障等が生じないよう、高等学校と中学校が詳細を確認します。
 - ・また、生徒・保護者、中学校及び高等学校の関係者等が一堂に会し、要望の内容について確認したり、シミュレーションを実施したりします。
- ④ 高等学校と道教委（学力向上推進課）との協議
 - ・高等学校と学力向上推進課が特別な配慮について協議し、内容や実施方法等を確定します。
- ⑤ 高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答
 - ・高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ特別な配慮の内容について伝えます。

※ 出願の際、入学願書の「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄の「有」を○で囲んでください。



◎ 学力検査等においてこれまで実施した特別な配慮の例

受検者の状況等	特別な配慮の内容
聴覚に障がいのある場合	・監督者の指示や英語の聞き取りテストが聞き取りやすいような座席の配置 ・補聴器の使用 など
視覚に障がいのある場合	・拡大鏡の使用 ・問題用紙の拡大 など
肢体不自由の場合	・車いすの使用 など

糖尿病の場合	・室外での補食 ・保健室でのインスリンの注射 など
入院している場合	・入院先の病院での受検 など
日本語指導が必要な場合	・問題用紙等へのルビ振り など
その他	・通常の検査室で受検することが困難な受検者に対する別室での受検 ・面接における話し方の配慮 ・筆談による応対 ・当該生徒及び保護者の要望により特別な配慮が必要と考えられるもの など

◎ 特別な配慮に関するQ & A

- Q 1 特別な配慮を要望すると可否に影響を与えますか。
 A 1 入学者の選抜は、実施要項で示された資料（個人調査書、学力検査の成績、面接の結果等）を総合的に評価して行いますので、特別な配慮が可否に影響を与えることはありません。
- Q 2 特別な配慮について、いつまでに中学校へ相談すればよいですか。
 A 2 出願しようとする高等学校が未定の場合であっても、道立高等学校へ出願しようとする場合は、できる限り早く相談してください。可能な限り出願の受付前に協議を終えることができるようお願いします。
- Q 3 出願後に怪我等により特別な配慮が必要となった場合、特別な配慮をしてもらえますか。
 A 3 怪我等により通常の受検が困難になった場合、速やかに中学校に相談してください。在籍中学校長が出願先の高等学校長に事情を説明し、当該高等学校長は、学校教育局学力向上推進課長と特別な配慮について協議します。

◎ 相談窓口

- 次のいずれかに相談してください。
 - ・出願先の高等学校
 - ・北海道教育庁学校教育局学力向上推進課学力向上政策係
電話(011)204-5771 (ダイヤルイン)
 - ・各教育局教育支援課義務教育指導班及び高等学校教育指導班
<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/kyoikugyosei/kyoikukyoku/index.html>
 - ・北海道立特別支援教育センター
<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp>

◎ 参考

- 札幌市立高等学校については、次のところへお問合せください。
札幌市教育委員会学校教育部教育課程担当課
〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階
電話(011)211-3891
<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/school/senbatu/index.html>
- 札幌市以外の市町村立高等学校については、各市町村教育委員会へお問合せください。
- なお、札幌市、知内町、羽幌町、奥尻町、音威子府村、三笠市、大空町、ニセコ町及び日高町以外の市町村立高等学校の入学者選抜については、原則として「道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて実施されます。